

給食施設の 栄養管理に関する手引き

横須賀市民生局健康部健康増進課

令和7年8月

目次

1	給食施設について	
(1)	給食施設の定義	1
(2)	給食施設の分類	1
(3)	給食施設の役割	3
2	給食施設設置者の責務	
(1)	給食施設の届出	4
	【特定給食施設等の届出の流れ】	4
	【届出一覧】	5
(2)	給食施設の報告	6
(3)	管理栄養士・栄養士の配置	6
(4)	届出義務、配置義務、栄養管理基準に違反した場合	8
3	栄養管理の実際	
(1)	栄養管理	9
	【健康増進法で定められた栄養管理の基準】	10
(2)	栄養教育	12
(3)	衛生管理	13
(4)	災害等の備え	13
4	栄養指導員による給食施設指導	
(1)	実地調査・指導	14
	【実地調査・指導で確認する主な内容及び帳票類】	14
(2)	給食施設食生活改善講演会等	15
	関係法令等	
	健康増進法（抜粋）	16
	健康増進法施行規則（抜粋）	19
	横須賀市給食施設の栄養管理に関する条例	21
	横須賀市給食施設の栄養管理に関する条例等施行取扱規則（抜粋）	23
	特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について（抜粋）	24
	参考文献	26

1 給食施設について

(1) 給食施設の定義

給食施設とは、**特定**^{※1}かつ多数の者に対して**継続的**^{※2}に食事を提供する施設です。

給食施設は、健康増進法に基づき、供給する食事の数により分類されます。また、施設の分類ごとに、管理栄養士の配置など遵守しなければならない法や規則等が異なります。

※1 特定とは

給食対象者の大部分が把握できる集団であり、必ずしも同一人に限らない。

例：児童生徒、患者、福祉施設利用者、事業所従業員

※2 継続的とは

年間施設稼働日数の概ね 2/3 以上、給食を提供している。

(2) 給食施設の分類

ア 食数※による分類

(ア) 特定給食施設

1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設

健康増進法第20条及び健康増進法施行規則第5条

(イ) 小規模特定給食施設

1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を提供する施設

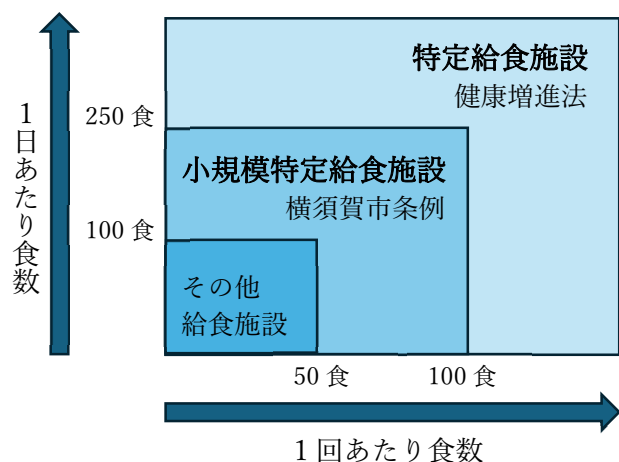
横須賀市給食施設の栄養管理に関する条例第1条

(ウ) その他給食施設

(ア)、(イ)に該当しない1回50食未満かつ1日100食未満の食事を提供している施設
届出、報告等の義務はありませんが、食数変更等の状況把握を行うことがあります。必要に応じて相談を受けています。

※食数について

- ・定員の定めがある施設は、原則として許可病床数や入所定員数とする。
例：病院、介護老人保健施設、社会福祉施設、児童福祉施設等
- ・それ以外の施設における食数は、利用者数とする。
- ・間食（おやつ）、検食、保存食は食数に含めない。
- ・職員食、経腸栄養は食数に含む。



イ 施設の種類による分類

施設の種類	該当施設	開始届時に把握する食数※
学校	小学校、中学校、特別支援学校、学校給食センター、共同調理場	在籍者
	幼稚園、幼稚園型認定こども園 高校、短期大学、大学等、専修学校、各種学校の食堂	利用者
病院	医療法に規定する病院	許可病床数
介護老人保健施設	介護保険法に規定する介護老人保健施設	入所定員
介護医療院	介護保険法に規定する介護医療員	入所定員
老人福祉施設	老人福祉法に規定する老人デイサービス、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等	入所定員
児童福祉施設	助産施設、乳児院、保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、児童養護施設、障害児入所施設等	定員
社会福祉施設	社会福祉法に規定する事業に係る施設で社会福祉に関するもの（児童福祉に関するものを除く）、救護施設、授産施設、身体障害者福祉センター等	定員
事業所	労働基準法に規定する事業所、事務所	利用者
寄宿舍	学生又は労働者を寄宿させる施設	利用者
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所	収容人員
自衛隊	自衛隊	給食対象配属者
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む）に対して食事を供給している施設であって、前記施設の種別「学校」から「自衛隊」までに該当しないもの	利用者
その他	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等	入所者
	前記施設の種別「学校」から「一般給食センター」まで及び「有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等」以外の施設	利用者

※職員へ給食を提供する場合は職員数も食数に含める。

(3) 給食施設の役割

給食施設は、一般の飲食店と異なり、利用者が特定されていることが大きな特徴です。継続的に提供される給食は、利用者の健康状態や栄養状態に大きく関わるため、給食施設には適切な栄養管理の実施が求められています。

給食施設は、利用者が正しい食習慣を身につけ、より健康的な生活を送るための知識を身につける場として、積極的な健康・栄養教育を推進する役割も担っています。また、給食を通じた適切な栄養指導や健康づくりの取り組みは、利用者本人だけでなく、その家族や地域社会全体の栄養改善・健康増進につながります。

そのため、給食施設は、単に食事を提供するだけでなく、継続的な栄養・食生活の改善を通じて、地域住民の健康づくりに積極的に寄与するという、社会的に重要な役割を果たしています。

2 給食施設設置者の責務

給食施設設置者とは、その給食施設を設置した最高責任者をいいます。設置者とは、国や県、市町村が運営する施設の場合はそれぞれの自治体、民間の病院や福祉施設の場合は開設した医療法人や社会福祉法人等の理事長、会社が運営する事業所は会社の代表取締役が設置者となります。

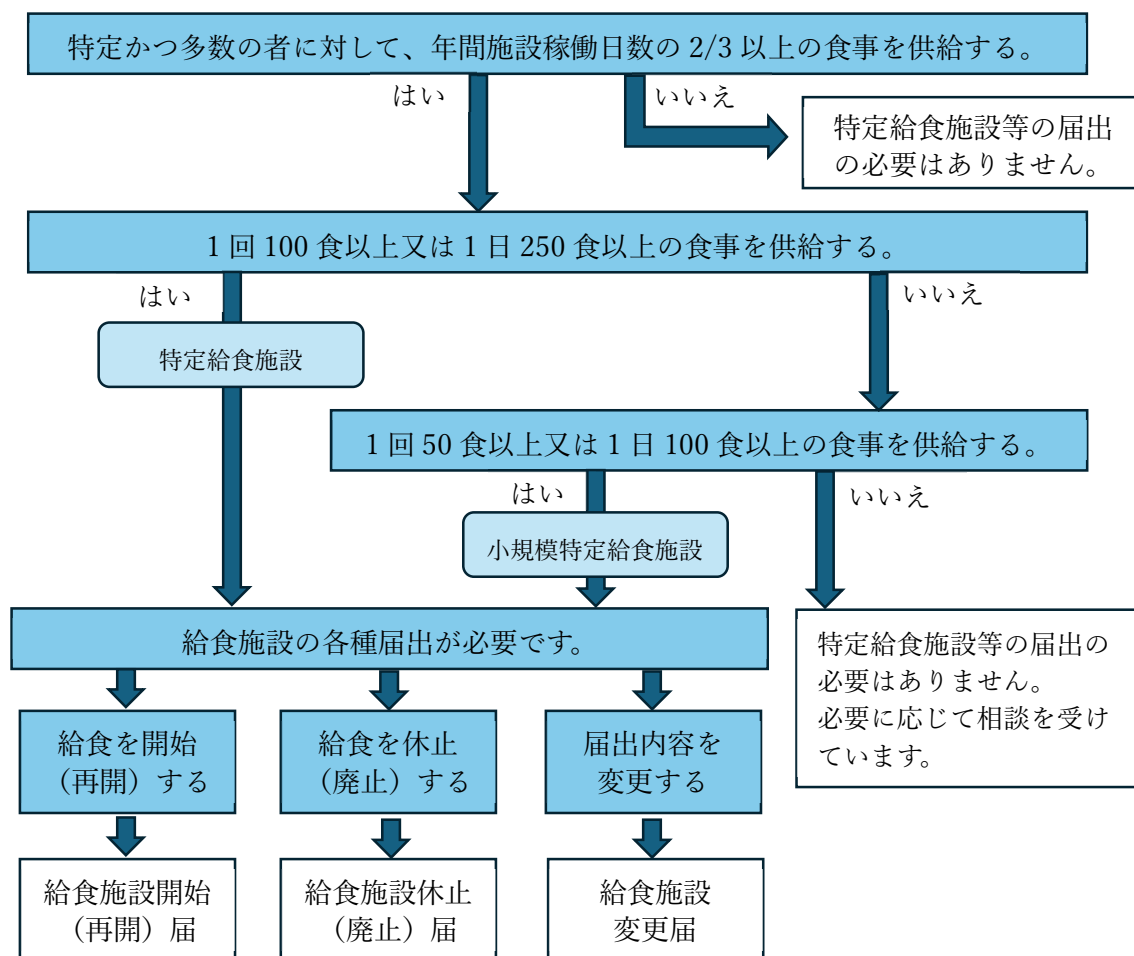
設置者は、栄養士・管理栄養士の配置や、施設の運営等の責任を持ちます。健康増進法における給食施設の栄養管理に関する事項は、当該施設の設置者に義務付けられています。

(1) 給食施設の届出

特定給食施設や小規模特定給食施設を設置する場合は、健康増進法や市条例に基づき、給食開始時や変更、休止、廃止、などの際に、所定の手続き（届出）が必要です。給食業務を委託している場合も、施設側が手続きを行います。

また、健康増進法や市条例のほか、食品衛生法や施設の種類の異なるそれぞれの法律により届出等が必要な場合がありますので、不明な点があれば関係部署・関係機関にご確認ください。

【特定給食施設等の届出の流れ】



【届出一覧】

全ての届出は、開始（再開）、休止（廃止）または変更の日から 1 か月以内に当該施設の設置者が提出します。

様式の種類	内容・注意事項	根拠法令
給食施設開始 （再開）届 （第 1 号様式）	給食施設を開始する場合 休止していた給食施設を再開する場合 届出事項 - 給食施設設置者の氏名及び所在地、電話番号（法人の場合は法人名、代表者の職名、氏名、主たる事務所の所在地、電話番号） - 給食施設の種類 - 給食の開始日又は開始予定日 - 給食の運営方式（直営又は委託） 1 日の予定食数及び各食の予定食数 - 管理栄養士、栄養士の人数	健康増進法第 20 条 第 1 項 横須賀市給食施設の栄養管理に関する条例第 2 条
給食施設休止 （廃止）届 （第 2 号様式）	給食施設の建替え等、一時的に給食を休止し、必ず再開する予定がある場合（再開時には給食施設開始（再開）届の提出が必要です。） 規定食数(1 回 50 食以上、1 日 100 食以上)を継続して下回り（6 か月平均あるいは定員そのものの減）、増加の見込みがない場合 給食施設そのものがなくなる場合や給食を全く行わなくなる場合	健康増進法第 20 条 第 2 項 横須賀市給食施設の栄養管理に関する条例第 2 条
給食施設変更届 （第 3 号様式）	以下の項目に変更があった場合 - 給食施設の名称及び所在地 - 給食施設の設置者名及び所在地 （法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名） - 給食施設の種類 - 管理栄養士、栄養士の人数 - 運営方式の変更（直営⇔委託） - その他（委託会社の変更など）	健康増進法第 20 条 第 2 項 横須賀市給食施設の栄養管理に関する条例第 2 条

届出書の様式は市のホームページに掲載しています。必要な様式をダウンロードしてご利用ください。提出は、電子申請、郵送又は窓口で受け付けています。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3130/shoshiki/suisinkyuushokusisetu.html>
又は 「横須賀市健康増進課の書式」 で検索してください。

(2) 給食施設の報告

横須賀市では、健康増進法及び市条例に基づき、特定給食施設及び小規模特定給食施設に対して、給食運営及び栄養管理等の状況を把握するため、毎年実施した給食について給食施設栄養管理報告書の提出を求めています。

当該年（1月から12月）に実施した給食の供給状況について、翌年1月末までに e-kanagawa 横須賀市電子申請システムを利用して報告してください。報告書の様式は施設の種類ごとに異なりますので、該当する様式をご使用ください。必要な様式や詳細な記入方法については、健康増進課からご案内をお送りします。

【施設の種類に応じた様式】

栄養管理報告書 様式	施設の種類
8号	学校（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く）
9号	病院
10号	介護老人保健施設、介護医療院、老人福祉施設、社会福祉施設 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等
11号	児童福祉施設 幼稚園、幼稚園型認定こども園
12号	事業所、寄宿舍、矯正施設、自衛隊、一般給食センター、 その他（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等を除く）

※施設の種類の詳細は2ページを参照。

(3) 管理栄養士・栄養士の配置

ア 配置の意義について

健康増進法第21条第3項では、特定給食施設の設置者は、健康増進法施行規則第9条で定める基準（栄養管理の基準）に従って、適切な栄養管理を行わなければならないと規定しています。

特定多数の人が継続的に利用する給食は、健康に対する影響が大きいことから、対象者にあった量・質の食事提供が必要です。

栄養管理の基本は、①対象者の把握、②食事計画の作成（目標栄養量の設定、献立作成等）、③食事提供、④結果の評価、⑤改善です。栄養管理を担う管理栄養士・栄養士を配置することにより、これら一連の流れが円滑にすすむとともに、対象者の健康増進に寄与することが期待されます。

イ 「管理栄養士を置かなければならない施設」について

健康増進法第21条第1項では、特別の栄養管理が必要なものとして健康増進法施行規則第7条で定めるところにより都道府県知事（横須賀市は市長）が指定するもの（規定食数を上回る施設）の設置者は、「管理栄養士を置かなければならない」と定められています。

管理栄養士を置かなければならない施設には、指定通知書を交付します。

（ア） 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設

病院、介護老人保健施設、介護医療院

① 管理栄養士を置かなければならない施設

- ・ 1回 300食以上又は 1日 750食以上の場合
- ・ 1回 300食未満及び 1日 750食未満であっても、許可病床数（又は入所定員）が 300床（人）以上である場合

② 栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない施設

1回 300食未満及び 1日 750食未満で、許可病床数（又は入所定員）が 300床（人）以下である場合

（イ） 管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設

老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設、事業所、寄宿舍、矯正施設、自衛隊、その他

① 管理栄養士を置かなければならない施設

1回 500食以上又は 1日 1500食以上を供給している場合

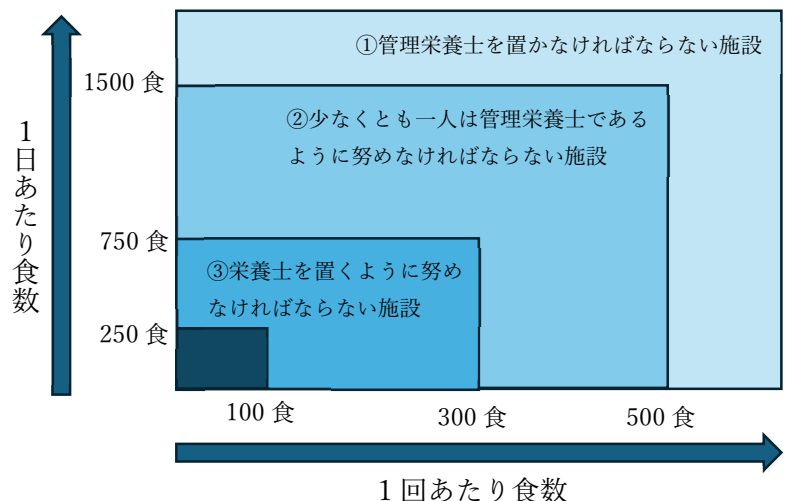
② 栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない施設で、少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない施設

1回 300食以上又は 1日 750食以上を供給している場合

③ 栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない施設

1回 100食以上又は 1日 250食以上を供給している場合

※ 健康増進法以外の法令で、別途職員の配置規定を定めている場合があります。



ウ 管理栄養士の配置形態について

配置形態は、常駐・専任である必要はありません。当該施設に所属する管理栄養士であり、この管理栄養士が栄養管理を行う上で支障のない体制を確保してください。

なお、管理栄養士は施設側が直接雇用している場合に限るものではありません。（給食業務を業者に委託している場合は、受託側の職員でも差し支えありません。）

(4) 届出義務、配置義務、栄養管理基準に違反した場合

健康増進法では、特定給食施設の栄養管理や管理栄養士の配置義務への違反に対し、その施設の設置者へ罰則が適用されることがあります。

ア 給食施設の届出義務に違反した場合

給食施設が健康増進法に基づく届け出を怠った場合は、義務違反となります。

イ 管理栄養士の配置義務に違反した場合

横須賀市長は、管理栄養士の配置義務があるにもかかわらず配置しない等の特定給食施設の設置者に対して、勧告を行うことができます。さらに、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらない施設に対して、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずる（命令）ことができます。命令に違反した場合は、罰則（50万円以下の罰金）が適用されることがあります。

ウ 栄養管理基準に違反した場合

横須賀市長は、適切な栄養管理を行わない等の特定給食施設の設置者に対して、勧告を行うことができます。さらに、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらない施設に対して、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずる（命令）ことができます。命令に違反した場合は、罰則（50万円以下の罰金）が適用されることがあります。

また、栄養管理の実施を確保するために必要と認められる場合、報告を求めることや栄養指導員による立入検査を実施することができます。報告、立入検査の拒否・妨害や虚偽の報告・答弁をした場合は、罰則（30万円以下の罰金）が適用されることがあります。

(参考) 給食施設の設置者について

健康増進法における給食施設の栄養管理に関する義務は、当該施設の設置者に義務付けられており、設置者とは、当該施設を設置した最高責任者とします。

例：法人の理事長、事業所の代表取締役社長等

3 栄養管理の実際

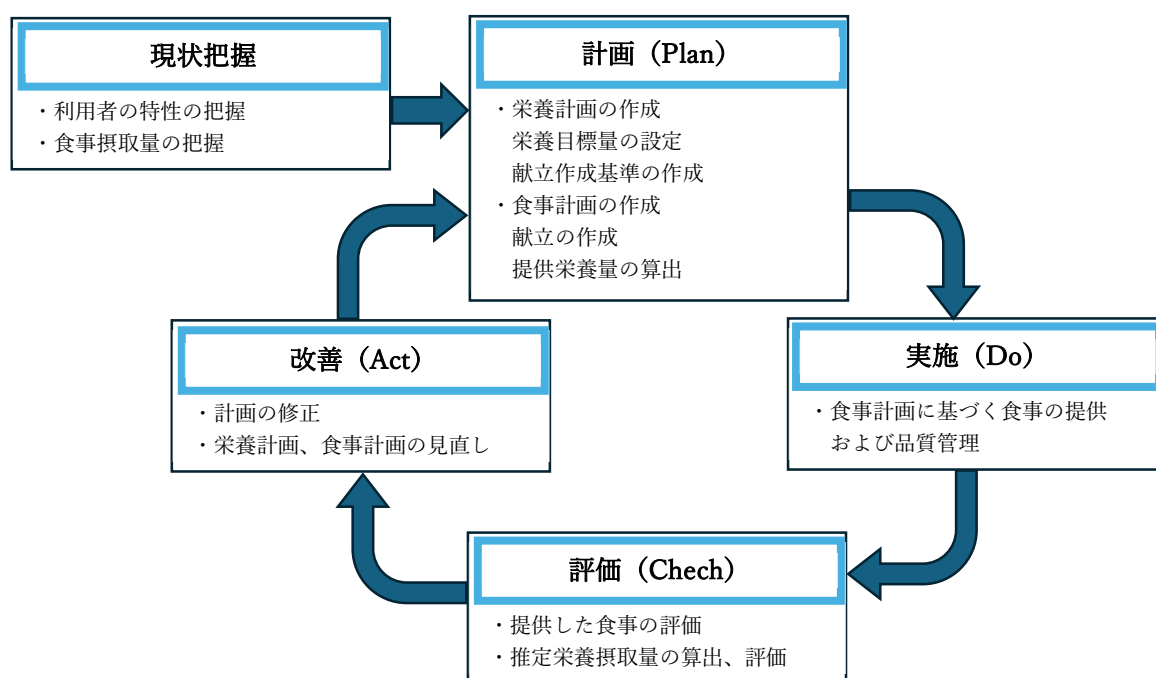
(1) 栄養管理

健康増進法では、特定給食施設における栄養管理について「厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない」と定められており、健康増進法施行規則第9条にはその基準（栄養管理の基準）が示されています。

施設の種別により栄養管理の方法は異なるので、施設種別に応じた他の関係法令や通知等を確認するとともに、「日本人の食事摂取基準」も活用し、適切な栄養管理を実施することが必要です。

栄養管理の基準では、「利用者の身体の状態、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること」とされています。

栄養管理を円滑に進めるためには、施設管理部門・健康管理部門・給食関係部門等の各部門で目標の共有や役割分担を行い、連携を図るとともに、次のような PDCA サイクルが組織的に実施され、利用者の健康づくりにつながる給食運営が求められます。



【健康増進法で定められた栄養管理の基準】

厚生労働省令（健康増進法施行規則第9条）で定める基準	厚生労働省通知「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」（健健発第0331第2号別添2 令和2年3月31日）で示された内容
1 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。	1 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について (1) 利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況及び生活状況等を定期的に把握すること。 (2) (1) で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。 (3) (2) で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。 (4) (3) で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。 (5) なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にすること。
2 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。	2 提供する食事（給食）の献立について (1) 給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。 (2) 複数献立や選択食（カフェテリア方式）のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。
3 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。	3 栄養に関する情報の提供について (1) 利用者に対して献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。 (2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であり、各々の施設の実情に応じ利用者等に各種の媒体を活用するなどにより知識の普及に努めること。

4 献立表その他必要な帳簿類等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。	4 書類の整備について (1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。 (2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。
5 衛生の管理については、食品衛生法その他関係法令の定めるところによること。	5 衛生管理について 給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、「大規模食中毒対策等について」（平成 9 年 3 月 24 日衛食第 85 号生活衛生局長通知）の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。
	第 3 災害等の備えについて 災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

(2) 栄養教育

栄養教育は、すべての年代にとって重要です。給食施設において、健康や栄養に関する正しい知識を伝えることは、食事の提供とともに栄養管理の重要な要素です。栄養目標量に基づいて作成された献立を提供していても、利用者がその献立や栄養について理解していなければ、適切に選択することが難しくなります。適切な栄養教育の実施は、給食の効果を高めるだけでなく、利用者及びその家庭、地域の健康増進にもつながります。

ア 献立表、給食だより、卓上メモ等の活用

利用者に献立表の配布や掲示を行う際、献立名だけでなく、健康や栄養に関する情報の提供も行うことで、利用者が嗜好や体調、疾病等の状況に応じた献立を選択することが可能となります。

また、複数献立やカフェテリア方式のように、利用者自身が献立を選択する場合、選択した献立によっては食品の種類や栄養素が偏り、健康状態に悪い影響を及ぼすこともあるため、モデル的な組み合わせを提示することで、利用者が自己の健康管理に役立てることができます。その他、給食だよりの配布、卓上メモの設置等を通して、望ましい食習慣や栄養の知識の普及を行います。

利用者の関心や状況にあわせた情報提供をすることにより、食事への関心を高めてもらうことが重要です。

イ 栄養成分表示

予定献立表やプライスカード、献立サンプルにあわせて、エネルギー、たんぱく質、脂質、糖質、食塩相当量等の栄養成分を表示します。栄養成分表示は、利用者が数値の意味を理解してはじめて活用できるため、表示する栄養素、数値の意味や具体的な活用方法も情報提供することが必要です。

ウ 媒体の活用

利用者が適切な食事量を理解し、実際の食事選択に役立つ情報を普及するため、様々な媒体を活用し情報提供を行います。

望ましい食生活についてのメッセージを示した食生活指針を具体的な行動に結び付けるものとして、食事の望ましい組み合わせやおおよその量をわかりやすくイラストで示したものが「食事バランスガイド」（厚生労働省・農林水産省作成）です。食事バランスガイドを活用した献立の情報提供を行うことも有効です。

一定期間ごとに見直しを繰り返し行うことにより、各施設の特性や利用者の状況にあわせて計画した栄養教育計画を見直します。利用者にとって分かりやすい内容であったか、行動変容につながったか、成果等の評価を行います。

(3) 衛生管理

令和3年6月1日に改正食品衛生法が完全施行され、食品衛生法に基づく許可・届出の対象施設を対象に、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務付けられました。

HACCP（ハサップ、Hazard Analysis and Critical Control Point）とは：

原材料の納品から提供までの全ての過程で、食中毒や異物混入などの危害要因を把握し、除去するために特に重要な工程を管理し、食品の安全を確保しようとする衛生管理の手法です。食品衛生管理の国際標準となっています。

厚生労働省が公表している給食施設向けの手引書^{※1}に従い、様式及び記入例を参照しながら衛生管理計画を作成し、計画通りの管理ができているか毎日記録します。既に、衛生管理に関するマニュアル等を作成している場合は、既存のマニュアルと手引書を比較し、管理する項目に不足があれば追加する等の対応をします。

なお、大量調理施設衛生管理マニュアル^{※2}に従って衛生管理を実施している場合は、同マニュアルがHACCPに基づき作成されていることから、新たな対応は生じません。

※1 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書～委託給食事業者～

手引書の題名には「委託給食事業者」とありますが、直営で調理を行っている施設においても当該手引書を参考とすることが可能です。なお、調理業については、「小規模な一般飲食店向け」、「旅館・ホテル向け」の手引書なども公開されています。施設の規模に応じて、参考にする手引書を選択してください。

※2 大量調理施設衛生管理マニュアル

同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する大量調理施設に適用されますが、それ以外の特定給食施設等においてもマニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理を行うことが望ましいです。

(4) 災害等の備え

非常災害が発生した際、給食施設はライフラインの寸断や施設の損壊などの問題を抱えながらも、利用者への継続的な給食提供、栄養管理を実施することが求められます。

非常災害時の対応は、施設ごとの特性により大きく異なります。非常災害時に想定される状況にあわせて、それぞれの施設が対応方法をあらかじめ決定しておくことが重要です。

4 栄養指導員による給食施設指導

栄養指導員は、健康増進法第 19 条の規定により、横須賀市長から医師又は管理栄養士の資格を有する職員が任命されます。栄養指導員は同法第 18 条第 1 項第 2 号に基づき、給食施設における栄養管理の実施について指導等を行います。

(1) 実地調査・指導

栄養指導員が、定期的に施設に出向いて実施します。栄養管理基準等の遵守状況を確認しますので、給食実施状況の聞き取りや関係書類等（「給食施設栄養管理報告書」に記載した内容が確認できる書類）を準備してください。把握した結果について「給食施設栄養指導票」を交付します。なお、他法令に基づく実地指導・立入検査等と併せて実施することもあります。また、個別の相談も可能ですので、お電話等にてご連絡ください。

【実地調査・指導で確認する主な内容及び帳票類】

帳票例	栄養管理報告書	確認する内容
喫食者人員構成表	対象者の把握	性、年齢、身体活動レベル
栄養管理計画書 健康診断結果	対象者の把握	身体状況、健康状態（肥満・やせ）の把握
目標栄養量	目標栄養量	対象者の人員構成等に応じて栄養目標量が算出されているか
約束食事せん	目標栄養量 食種	食種に応じて栄養目標量が算出されているか
食品構成表	平均提供食品量	使用する食品に偏りがないよう作成されているか
予定献立表	目標栄養量	献立の内容 目標栄養量に見合っているか
実施献立表	提供栄養量	実施年月日、食種別、朝昼夕の献立名、食品名、数量等
栄養月報	提供栄養量	提供栄養量の内容 目標量の達成状況
食品発注書 食品納品書、請求書	提供栄養量 食材料費	食材料の購入量及び金額 1 日の食材料の出納
残食調査	摂取量の調査	喫食（残食）量の把握 毎食ごと、料理ごとか
嗜好調査		食事は対象者の嗜好等に配慮されているか

帳票例	栄養管理報告書	確認する内容
配布献立表 掲示用献立表等	栄養成分表示	栄養成分表示情報の提供の状況
栄養指導記録	栄養教育	栄養教育等の実施状況
給食だより 施設内掲示物等	栄養教育	栄養情報の提供の状況
給食会議会議録	栄養管理等について 検討する会議	実施年月日、場所、参加者、議題、討議内容、決定事項等、施設長決裁
委託契約書 (調理業務を委託している 場合のみ)	運営方式	委託契約の内容
研修の実施状況	従事者の研修会	研修会の実施状況
給食日誌	給食日誌	食数、職員出勤状況、その他特記事項
備蓄食糧一覧 非常用食糧献立表	非常食糧等の備蓄	食料等の備蓄状況、対応方法の整理
検食簿		実施年月日、朝昼夕食別、検食時間、所見、検食者名、施設長の決裁
衛生管理関係書類		関係法規の基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルによる点検、記録を実施しているか 調理施設の点検表 温度管理記録表 食品保管時の記録簿 ねずみ、昆虫などの点検証明書 残留塩素の測定記録 給食従事者の衛生管理点検表 給食従事者の検便記録 等

(2) 給食施設食生活改善講演会等

給食施設における適切な栄養管理の実施を確保するための集団指導として、年に1～2回行います。最新情報等の習得及び近隣施設との情報交換の機会にもなり、各施設での栄養管理を充実させる一助となります。

関係法令等

健康増進法（抜粋）

平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（国民の責務）

第二条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

（健康増進事業実施者の責務）

第四条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業（以下「健康増進事業」という。）を積極的に推進するよう努めなければならない。

（関係者の協力）

第五条 国、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（都道府県による専門的な栄養指導その他の保健指導の実施）

第十八条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。
- 二 特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うこと。
- 三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

（栄養指導員）

第十九条 都道府県知事は、前条第一項に規定する業務（同項第一号及び第三号に掲げる業務については、栄養指導に係るものに限る。）を行う者として、医師又は管理栄養士の資格を有する都道府県、保健所を設置する市又は特別区の職員のうちから、栄養指導員を命ずるものとする。

（特定給食施設の届出）

第二十条 特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定給食施設における栄養管理)

第二十一条 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。

2 前項に規定する特定給食施設以外の特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定給食施設に栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない。

3 特定給食施設の設置者は、前二項に定めるもののほか、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。

(指導及び助言)

第二十二条 都道府県知事は、特定給食施設の設置者に対し、前条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、第二十一条第一項の規定に違反して管理栄養士を置かず、若しくは同条第三項の規定に違反して適切な栄養管理を行わず、又は正当な理由がなくて前条の栄養管理をしない特定給食施設の設置者があるときは、当該特定給食施設の設置者に対し、管理栄養士を置き、又は適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(立入検査等)

第二十四条 都道府県知事は、第二十一条第一項又は第三項の規定による栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設の設置者若しくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、又は栄養指導員に、当該施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査又は質問をする栄養指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第二項の規定に基づく命令に違反した者

二 第四十三条第一項の規定に違反した者

三 第五十七条第二項の規定による命令に違反した者

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第六十一条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第七十二条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

健康増進法施行規則（抜粋）

平成 15 年 4 月 30 日厚生労働省令第 86 号

（特定給食施設）

第五条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設とする。

（特定給食施設の届出事項）

第六条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 給食施設の名称及び所在地
- 二 給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 給食施設の種類
- 四 給食の開始日又は開始予定日
- 五 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 六 管理栄養士及び栄養士の員数

（特別の栄養管理が必要な給食施設の指定）

第七条 法第二十一条第一項の規定により都道府県知事が指定する施設は、次のとおりとする。

- 一 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって、継続的に一回三百食以上又は一日七百五十食以上の食事を供給するもの
- 二 前号に掲げる特定給食施設以外の管理栄養士による特別な栄養管理を必要とする特定給食施設であって、継続的に一回五百食以上又は一日千五百食以上の食事を供給するもの

（特定給食施設における栄養士等）

第八条 法第二十一条第二項の規定により栄養士又は管理栄養士を置くように努めなければならない特定給食施設のうち、一回三百食又は一日七百五十食以上の食事を供給するものの設置者は、当該施設に置かれるこれらの者のうち少なくとも一人は管理栄養士であるように努めなければならない。

（栄養管理の基準）

第九条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該特定給食施設を利用して食事の供給を受ける者（以下「利用者」という。）の身体の状態、栄養状態、生活習慣等（以下「身体の状態等」という。）を定期的に把握し、これらに基づき、適当な熱量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- 二 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- 三 献立表の掲示並びに熱量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対して、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- 四 献立表その他必要な帳簿等を適正に作成し、当該施設に備え付けること。

五 衛生の管理については、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令の定めるところによること。

横須賀市給食施設の栄養管理に関する条例

平成 15 年 6 月 13 日条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、特定かつ多数の者に対し、継続的に 1 回 50 食以上又は 1 日 100 食以上の食事を供給する施設(以下「給食施設」という。)に関し法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、給食施設における栄養管理の実施に係る指導及び助言の機会を確保し、もって市民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

(小規模特定給食施設の開始等の届出)

第 2 条 小規模特定給食施設(給食施設のうち健康増進法(平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。)第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設(以下「特定給食施設」という。)を除く給食施設をいう。以下同じ。)の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事由の発生した日の翌日から起算して 1 月以内に市長に届け出なければならない。

- (1) 給食を開始したとき。
- (2) 給食を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 前号の休止した給食を再開したとき。
- (4) 前 3 号の届出の内容に変更があったとき。

(小規模特定給食施設の報告)

第 3 条 市長は、適切な栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、小規模特定給食施設の設置者に対し、その業務に関し報告させることができる。

(指導及び助言)

第 4 条 市長は、前条の報告の内容によって、適切な栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、小規模特定給食施設の設置者に対し、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定等)

第 5 条 市長は、法第 21 条第 1 項の規定により特別の栄養管理が必要な特定給食施設を指定したときは、指定通知書により当該施設の設置者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定した施設が健康増進法施行規則(平成 15 年厚生労働省令第 86 号)第 7 条に規定する施設でなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、指定取消通知書により当該施設の設置者に通知するものとする。

(給食施設栄養管理報告書)

第 6 条 給食施設の管理者は、毎年の給食の供給状況について給食施設栄養管理報告書を作成し、翌年 1 月末日までに市長に報告しなければならない。

(帳簿の整理及び保存)

第7条 給食施設の管理者は、献立表、栄養出納表その他給食に関する諸帳簿を整備し、保存しなければならない。

2 前項の諸帳簿は、栄養指導員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他の事項)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

横須賀市給食施設の栄養管理に関する条例等施行取扱規則（抜粋）

平成 15 年 6 月 13 日規則第 43 号

（給食施設開始届等）

第 1 条 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。)第 20 条及び給食施設の栄養管理に関する条例(平成 15 年横須賀市条例第 25 号。以下「条例」という。)第 2 条の規定による届出は、次のとおりとする。

- (1) 給食を開始し、又は再開したとき 給食施設開始(再開)届(第 1 号様式)
- (2) 給食を休止し、又は廃止したとき 給食施設休止(廃止)届(第 2 号様式)
- (3) 前 2 号の届出の内容に変更があったとき 給食施設変更届(第 3 号様式)

2 前項第 1 号又は第 3 号の届出の内容が管理栄養士又は栄養士に関するものであるときは、当該資格を証する書類を添付しなければならない。

（栄養指導票）

第 2 条 法第 18 条第 1 項第 2 号に規定する指導は、給食施設栄養指導票(第 4 号様式)によらなければならない。

2 法第 22 条に規定する指導は、特定給食施設栄養指導票(第 4 号様式の 2)によらなければならない。

3 条例第 4 条に規定する指導は、小規模特定給食施設栄養指導票(第 4 号様式の 3)によらなければならない。

特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について（抜粋）

令和2年3月31日付け健健発0331第2号

別添2 特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

第1 趣旨

健康増進法(平成14年法律第103号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき設置・届出された特定給食施設において、当該特定給食施設の設置者は、法第21条第3項の規定により、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)第9条の基準(以下「栄養管理基準」という。)に従って適切な栄養管理を行わなければならないこととされているところ、本留意事項は、その運用上の留意点を示したものである。

特定給食施設の設置者及び管理者は、適切な栄養管理がなされるよう、体制を整えること。

なお、給食業務を委託している場合にあっては、栄養管理の責任は施設側にあるので、委託事業者の業務の状況を定期的に確認し、必要な指示を行うこと。

第2 特定給食施設が行う栄養管理について

1 身体の状態、栄養状態等の把握、食事の提供、品質管理及び評価について

(1) 利用者の性、年齢、身体の状態、食事の摂取状況、生活状況等を定期的に把握すること。

なお、食事の摂取状況については、可能な限り、給食以外の食事の状況も把握するよう努めること。

(2) (1)で把握した情報に基づき給与栄養量の目標を設定し、食事の提供に関する計画を作成すること。

なお、利用者間で必要な栄養量に差が大きい場合には、複数献立の提供や量の調整を行う等、各利用者に対して適切な選択肢が提供できるよう、工夫すること。複数献立とする場合には、各献立に対して給与栄養量の目標を設定すること。

(3) (2)で作成した計画に基づき、食材料の調達、調理及び提供を行うこと。

(4) (3)で提供した食事の摂取状況を定期的に把握するとともに、身体状況の変化を把握するなどし、これらの総合的な評価を行い、その結果に基づき、食事計画の改善を図ること。

(5) なお、提供エネルギー量の評価には、個々人の体重、体格の変化並びに肥満及びやせに該当する者の割合の変化を参考にする。

ただし、より適切にエネルギー量の過不足を評価できる指標が他にある場合はこの限りではない。

2 提供する食事(給食)の献立について

(1) 給食の献立は、利用者の身体の状態、日常の食事の摂取量に占める給食の割合、嗜好等に配慮するとともに、料理の組合せや食品の組合せにも配慮して作成するよう努めること。

(2) 複数献立や選択食(カフェテリア方式)のように、利用者の自主性により料理の選択が行われる場合には、モデル的な料理の組合せを提示するよう努めること。

3 栄養に関する情報の提供について

(1) 利用者に対し献立表の掲示や熱量、たんぱく質、脂質、食塩等の主要栄養成分の表示を行うなど、健康や栄養に関する情報の提供を行うこと。

(2) 給食は、利用者が正しい食習慣を身に付け、より健康的な生活を送るために必要な知識を習得する良い機会であるため、各々の施設の実情に応じ利用者等に対して各種の媒体を活用することなどにより知識の普及に努めること。

4 書類の整備について

(1) 献立表など食事計画に関する書類とともに、利用者の身体状況など栄養管理の評価に必要な情報について適正に管理すること。

(2) 委託契約を交わしている場合は、委託契約の内容が確認できるよう委託契約書等を備えること。

5 衛生管理について

給食の運営は、衛生的かつ安全に行われること。具体的には、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)、「大規模食中毒対策等について」(平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号生活衛生局長通知)の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」その他関係法令等の定めるところによること。

第 3 災害等の備え

災害等発生時であっても栄養管理基準に沿った適切な栄養管理を行うため、平時から災害等発生時に備え、食料の備蓄や対応方法の整理など、体制の整備に努めること。

参考文献

『東京都特定給食施設等管理運営の手引』 東京都

『健康増進法に基づく給食施設の栄養管理等に関する手引き』 神奈川県

『健康増進法に基づく給食施設のための栄養管理の手引き 2022 年改訂版』 横浜市

横須賀市民生局健康部健康増進課

〒238-0046 横須賀市西逸見町 1-38-11 ウェルシティ 3 階

電話番号：046-822-8135 ファクス：046-822-4302